

原告第1準備書面（要約版）

H17.8.26

原告ら訴訟代理人 弁護士 拝師徳彦

原告準備書面では、被告らの提出した答弁書に対する認否・反論を行っている。

認否については書面記載のとおりであり、ここでは省略する。

被告らは答弁書において、訴状記載の請求の趣旨の一部について却下判決を求めている。ここでは請求の趣旨第2項及び第5項、6項についての原告側の意見を述べる。

請求の趣旨第2項は、「被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が国土交通大臣に対し八ツ場ダム使用权設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。」というものである。

被告らがこの請求の趣旨について却下を求める理由は、第1に、ダム使用权の設定申請により取得する「ダム使用权の設定予定者の地位」は、地方自治法238条1項の定める「公有財産」等の「財産」に該当せず、住民訴訟の根拠規定である同法242条の2第1項の対象とならないこと、第2に、仮に公有財産等の財産に当たるとしても、設定予定者たる地位の取り下げは、同条の想定する「財産の管理」に当たらないこと、である。

しかしながら、まず「ダム使用权の設定予定者の地位」については、特ダム法13条によって、国土交通大臣の許可があれば、ダムによる流水を特定用途に供することができる具体的な権利であること、したがってその財産的価値も極めて高いこと、さらに基本計画等の作成・変更の際には、設定予定者も予め意見聴取すべき対象とされていることなどから、単に権利設定の予定者としての地位に留まらず、地方公共団体の長が責任を持って管理すべき公有財産にあたる应考虑すべきである。

また設定予定者たる地位の取り下げが「財産の管理」に当たるか、との点について

ては、例えば有価証券が無価値になる前にこれを処分して無用な損害を防ぐという行為も一般に財産管理と考えられているのであり、ダム使用权が水道局や企業庁にとって不要であると判断される場合に、速やかに設定予定者たる地位の取り下げを行って、これを保持し続けることによる損害を回避することも、れっきとした「財産の管理」にあたるというべきである。

次に、請求の趣旨第5項、6項についての原告側の意見を述べる。請求の趣旨第5項、6項は、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長について、千葉県を代表してそれぞれの地位にあった個人に対して損害賠償を行うべきことを求めるものである。

被告はこれらについて、住民監査請求を経たおらず、訴訟の前に住民監査請求を経なければならない、という住民監査請求前置の建前に反するとして却下判決を求めている。

しかし実際に行われた住民監査請求を見ると、原告らの求めた監査の対象が、千葉県において今後八ツ場ダム建設に関して公金の支出を差止めることと、これまでにこれに関連して支出した公金を取り返すことであることは、監査請求書において特定されている。さらに具体的な監査の中で、水道局長や企業庁長らについて、意見書及び弁明の内容が提出されている。したがって実質的には請求の趣旨第5項、6項に対する住民監査を経ていると言えるのであり、監査請求前置の要件は充たしていると考えられる。

なおこの点については、例え住民監査請求を経ないでなされた住民訴訟であっても、事実審の口頭弁論集結時までに適法な監査を経て監査結果の通知がなされれば、監査請求前置の要件を充たしたのものとして扱われるのが一般であるから、無用な議論に拘泥されることなく、速やかに本案審理に移行されるよう、強く望むものである。

以上